

恵み野西町内会役員等手当に関する規程

第1条 本規定は、恵み野西町内会運営にかかわる役員等の職務に対し、支給する手当額を定める。

第2条 対象となる役員等及びの手当額は、次のとおりとする。

項	役職名	手当額	備考
1	会 長	60,000円	総会選任
2	副会長	30,000円	総会選任
3	総務部長	70,000円	総会選任
4	会計部長	60,000円	総会選任
5	各部長	21,000円	会長委嘱
6	各副部長	15,000円	会長委嘱
7	区 長	10,000円	各区会員選任
8	監査役	15,000円	総会選任、非常勤
9	相談役	21,000円	会長委嘱、非常勤

第3条 第2条第1項から第6項までの役職について兼務する場合、手当を支給する。

第4条 手当の支給に関する端数処理の計算は、月割り、100円未満四捨五入100円単位で算出する。

付則

この規定は、平成28年1月1日より施行する。

平成28年1月1日 一部改定（区長手当額改定）

平成30年1月1日 一部改定（役員手当額改定）

令和5年1月15日 一部改正（役員手当額改定、端数処理の条文追加）